

ける権利を与えてはいるところが、どうやらあります。

思うんですね。

○藤野委員 これは、三項が適用されて、いわゆる原始使用者所属になる場合でも四項はしっかりと生きているということだと思います。

特許庁にお聞きしたいと思うんですけれども、ガイドラインというのが先ほど来話になつておりますけれども、これはお話にあるように手続に關

するものだといふことで、要は私の関心として
は、相当の利益、いろいろあるんだけれども、金
銭換算などをした場合に、結局、現行水準を下回
らない、これが大事だと思うんですが、それを下
回らないようにする担保、先ほども担保といふ言
葉がありましたけれども、担保といふものが今法
案にはあるんでしようか。

〔委員長退席、鈴木淳委員長代理着席〕
○伊藤政府参考人 ガイドラインにおいては、相
当の利益の内容を決定するための基準の策定に際
して従業者との協議を行う、あるいは従業者に對
する基準を開示する、あるいは日当の利益の内容

の決定について従業者からの意見の聴取を行うといつたようなどとに関して適正な手続のあり方を定めるものでございまして、いわばそういう手順についてのガイドラインとなるところでございまます。

したがつて、企業がガイドラインに従つて手続を行う場合には、従業者が、基準の策定時だけではなくて、当該基準に基づいて相当の利益の内容が具体的に決定される場合、個別に決定される場合にもその意見を反映するということが可能であ

りまして、金銭的な水準についても従業者の意見が反映されるとこう仕組みになつてゐるところふうに理解してござります。
○藤野委員 でも、それはあくまで手続なんですね。

結局、担保する規定があるかという言葉については、それは担保する規定はないというお答えだと理解しております。担保するものがないということは、結局、相当の利益が合理的か不合理かと

思うんですね。

結局、ガイドラインの手続をしつかり踏みました、全部やりましたという場合でも争いは起きた。そういう場合に、発明者というのは裁判所の判断を求めるができると思うんですけれども、つまり、ガイドラインというのは、訴訟を抑制するとかあるいは裁判所を拘束するとか、そういうものじゃないんですね。

○伊藤政府参考人 ガイドラインの性格でございますけれども、先ほど申し上げました、従業者と使用者との間での手続のあり方を定めるものであります。

ガイドラインに規定された手続を通じて企業と従業者双方の意見がそれぞれ反映されるという形になりますので、双方にとって相当の利益に關する納得感が高まるという意味で、相当の利益に關する予測可能性が高まるということだと思います。

したがって、企業ガイドラインに従つて相当の利益を従業者に与える場合に、通常は、紛争が裁判所に持ち込まれる可能性はこれによつてかなり低くなると思つております。

しかしながら、例えば、企業が、形式的にはガイドラインに従つているように見えて、実質的な協議とかあるいは意見の聴取を全くしていないといったような場合には、特許法三十五条五項で不合理と判断されることになりますので、従業者は与えられるべき相当の利益について裁判所の判断を求ることは可能であるというふうに考えております。

○伊藤野委員 もう一点、簡潔にお願いしたいんですけれども、法的拘束力といふものは法律上位置づけられておりませんけれども、裁判所の判断において重視されるものであるというふうに考えております。

と申し上げるのは、十年前の改正においてもこの手続の規定が定められたわけでもありますけれども、その後の裁判の判例の中で、手順を重視して、その手順において一定の合理性が認められるという場合には不合理と判断されないというような見解が述べられておりますので、そういったことを踏まえれば、このガイドラインの制定によりまして、その部分がより強化されるというふうに考えておるところでございます。

○藤野委員 事実上の拘束力はどうかだけ、もう一度お願ひします。

○伊藤政府参考人 実質的な効果があるということでおざいまして、法律上、裁判を拘束するような規定にはなっていないということでございます。

〔鈴木（淳）委員長代理退席、委員長着席〕
○藤野委員 効果という言葉を繰り返されるんで
すけれども、その効果というのがくせ者で、ガイ
ドラインに定めればいいんだと書いてありますけ

れども、先ほど紹介された特許小委員会の報告書を見ますと、「政府は、ガイドラインの策定にあたっては、研究活動に対するインセンティブについて民間における創意工夫が發揮されるよう、民間の自主性を尊重するもの」こう書いてあるわけです。要するに、ガイドラインをつくるときに今、この大前提として、やはり、発明者と企業は民間の自主性を尊重しろと。

というのには大きな力の圧倒的な差がある。この状態を放置したまま民間の自主性ということにしてしまったら、これはやはりとんでもない効果が生まれると思うんですね。

ですから、効果というのであれば、ガイドラインをつくるといふのであれば、現行水準を下回らないよう、しっかりとそこを担保できるような効果をこのガイドラインによつてつくるべきだということを強く指摘しておきたいと思うんです。そのためにも、先ほど来御指摘ありますように、ガイドラインをつくるメンバーですね。今、特許小委員会の議論を見てまますと、たしか労働

者側はお一人で、企業は、中小企業を含めますと五名も入っている。経営者ですね。ですから、あとは学識経験者とかいろいろありますけれども、こういううメンバードやつていただいたら、やはり労働者の声というものは反映されないというふうに思いますが、そこはしっかりとやっていただきたいと思います。

そして、ちょっときょうは審議会そのものの展開についても御紹介したいと思います。資料をお配りさせていただいているんです。

実は、この委員会、非常におもしろいといいうか、奇妙な経過をたどつてみると思うんです。といいますのは、配付資料一を見ていただきますと、これは特許制度小委員会が二〇一四年三月から議論を始めまして、一回目から六回目まで議論をされて、それを受けて七回目に出された、日付としては六月十八日の資料なんです。

これまでの議論の整理ということで、よくやる中間整理みたいなものなんですが、要するに、これまでの議論の整理ですから、これまでの議論の到達点をまとめたものだということなんですね。

黄色いところを見ていただきますと、右の方ですね、ちょっと字が小さくて恐縮ですけれども、「今後の検討の方向性」ということで、仮に一定の場合に使用者帰属を認めるとしても、全ての使用者等について一律に従業者帰属を使用者帰属に変更する必要があると認められるほどの事情の変更が、平成十六年以降に生じているとまでは説明されていないのではないかと。これは別に事務局の方針でもありませんし、一つのまとめてしようからあれですけれども、ただ、要するに、事情変更が認められない、説明されない、こういふことをはつきり言つてゐるんですね。

もうちょっとかみ砕いて、そのときの審議も紹介させていただきますと、こういうふうに言われております。るる事務局からそういうお願い、いわゆるその説明、事情変更が必要だ、産業界がおっしゃるからそういう説明をしてくれとお願ひをしていたわけですが、そのところは定量的な

ものは産業界からお示しいただけなかつた、こういうことなんですね。ですから、抜本的に原則論を変えるところまでは説明されていないのではないか、こういう認識のもとにこういふまとめがされたというふうに説明をされております。

その上で、当時の室長ですけれども、配付資料の二の方へ行つていただきますと、こういう認識を語られているんですね。「五回目から六回目の間には私ども法制度的検討を随分進めました。その過程の中で、やはり現行法が従業員帰属となることの重みを私どもとして十分に理解しました」という発言であります。重みといふことで、なかなか名言だと思うんですけれども、當時、非常に重要な認識に到達していただと私は思うんですね。

経産大臣にこれをお聞きしたいんですけども、そういう意味では、一回から六回をやつてこなつて、従業員帰属を変える。要するに、事情は重みがあるといふになつていたわけですが、最終的には使用者帰属になつた。がらつと変わつていくわけですが、不自然だといふには感じられませんか。

○宮沢国務大臣 私も今、配付資料を初めて拝見したわけですが、ここに至る議論をつまびらかに存じ上げているわけではありませんけれども、今回の法改正においては、契約とか職務発明規程といったものに定められていれば、従業員ではなく会社側に権利が帰属するということでありまして、その裏返しとして、そういうものが定めていかなければ従業員に帰属するという、もともとの法律と同じことになつてくる。そして、中小企業とかまた大学といったところから、やはり自身に帰属するよりは従業員に帰属する道を残しておいてほしいといふような議論があつたところふうに私は聞いておりますので、そういうことがここに書かれているのかなと思つて聞いておりました。

○藤野委員 やはりこれはちょっと、非常に議論

として珍しいといいますか、不思議な経過だと思います。

もう少しだけ紹介させていただきますと、この中間に取りまとめといいますかこれまでの整理といふものが出来た後に開かれた審議会を読みます

と、いわゆる企業が、先ほど言った五名の方から驚きの声、ちょっと紹介しますと、五回目から六回目にがらつと変わつたといふ印象を我々は受けている、非常に奇異に感じるといふますか、ころと方向が変わつてあるとか、こういう感じになりました」この議論と違うやしないかといふような感じの議論がこれを出されたときにやられているわけです

しかし同時に、この整理が六月十八日に出されているんですが、この後、定例なのか何なのか、人事異動があつて制度室長がかわりまして、その次に開かれるのは六月からちよつと飛んで九月になりますが、これが、安倍政権の出現といふことであります。二〇〇四年の改正後の運用状況を見守る、あるいは慎重に検討を行う、こういう感じであります。

ですから、企業側からはずつとそういう要求があつて、変えてほしいといふのがあつたんだけれども、審議会もやり、何回もやつたけれども、慎重に見守ろう、検討しよう、こういう状況だつたと思うんですが、これが、安倍政権の出現といふことであります。二〇一一年の際も、二〇一一年の際も同じ結論なんですね。二〇〇四年の改正後の運用

しているわけですから、いわゆる従業員帰属ではなくて会社帰属の案が事務局のこれまたオブションとして出されるという経過をたどるんです。そのときは、今度は經營者側じゃなくて労働者側がこういふ言い方をしているんですね。前回、この小委員会で確認した内容、つまりこれで違う方向だ、一定の場合という制度設計を明らかに否定するものだ、こういふ認識なんです。

ですから、あくまで事務局が出した案なんですが、しかし、議論してみると、先ほど紹介したよ

うに、現行法が従業員帰属となつてゐることの重みが認識されるという、ある意味、異例な変化というものが起きてくるということだと思うんですね。これは異例だけれども、私は前向きな変化だといふふうに思ふんですね。しかし、それがまたがらりと変わっていくことです。

産業界の意向といふ指摘があつたところふうに私は聞いておりますので、そういうことがここに書かれているのかなと思つて聞いておりました。

うんです。しかし、私は、それ以上に大きいの

ですね。もともと、〇四年の法改正があつて以降は実質的な裁判といふのは四件というお話を先ほどありました。それまでに比べればほとんどないと言つていい。立法事実がないわけです。

その間も、財界側としてはいろいろ変えてほしいというのがずっとあつたわけで、〇九年には長い官の私的諮問会議も置かれておりますし、二〇一一年の産業構造審議会でも議論はされている。しかし、その二〇〇九年の際も、二〇一一年の際も同じ結論なんですね。二〇〇四年の改正後の運用

状況を見守る、あるいは慎重に検討を行う、こういう感じであります。ですから、企業側からはずつとそういう要求があつたんだけれども、審議会もやり、何回もやつたけれども、慎重に見守ろう、検討しよう、こういふ状況だつたと思うんですが、これが、安倍政権の出現といふことであります。二〇一一年の際も、二〇一一年の際も同じ結論なんですね。二〇〇四年の改正後の運用

状況を見守る、あるいは慎重に検討を行う、こういう感じであります。

ですから、企業側からはずつとそういう要求があつて、変えてほしいといふのがあつたんだけれども、審議会もやり、何回もやつたけれども、慎重に見守ろう、検討しよう、こういふ状況だつたと思うんですが、これが、安倍政権の出現といふことであります。二〇一一年の際も、二〇一一年の際も同じ結論なんですね。二〇〇四年の改正後の運用

状況を見守る、あるいは慎重に検討を行う、こういう感じであります。

ですから、この小委員会で確認した内容、つまびらかに存じ上げているわけではありませんけれども、今回の法改正においては、契約とか職務発明規程といったものに定められていれば、従業員で

したわけですが、ここに至る議論をつまびらかに存じ上げているわけではありませんけれども、今回の法改正においては、契約とか職務発明規程といったものに定められていれば、従業員で

したわけですが、ここに至る議論をつまびらかに存じ上げているわけではありませんけれども、今回の法改正においては、契約とか職務発明規程といったものに定められていれば、従業員で

したわけですが、ここに至る議論をつまびらかに存じ上げているわけではありませんけれども、今回の法改正においては、契約とか職務発明規程といったものに定められていれば、従業員で

したわけですが、ここに至る議論をつまびらかに存じ上げているわけではありませんけれども、今回の法改正においては、契約とか職務発明規程といったものに定められていれば、従業員で

したわけですが、ここに至る議論をつまびらかに存じ上げているわけではありませんけれども、今回の法改正においては、契約とか職務発明規程といったものに定められていれば、従業員で

けですが、恐らく、全体を読めば読むほど不自然なり行きだつたのではないのかなと思つております。

○藤野委員 いや、全体を読めば読むほど不自然なんですね。ですから、そういう意味で紹介したんだけれども、やはり私は重要だなと思うのは、すぐれた職務発明というのには、会社の経営者と社員が目的を共有し、協働するときに生み出すことができるといふ、これは私もそういう認識でいるわけです。

しかし、こういふやり方で、ある意味、議論もなにかかわる問題じゃないのかなと思います。

確かに、これは私も重要な認識でいるわけです。しかし、こういふやり方で、ある意味、議論もなにかかわる問題じゃないのかなと思います。

○藤野委員 いや、全体を読めば読むほど不自然なんですね。ですから、そういう意味で紹介したんだけれども、やはり私は重要だなと思うのは、すぐれた職務発明というのには、会社の経営者と社員が目的を共有し、協働するときに生み出すことができるといふ、これは私もそういう認識でいるわけです。

しかし、こういふやり方で、ある意味、議論もなにかかわる問題じゃないのかなと思います。

○藤野委員 いや、全体を読めば読むほど不自然なんですね。本当に改善といいますか、〇四年の改正で、ある意味、そこに改善といいますか、一定のモディファイも加えてきたといふことだと今回の法案は演じてしまふ可能性があるんじゃないかといふふうに思うんです。

発明者とそして企業、両者のバランスを絶妙にとつていたのが三十五条だと思ひますし、〇四年の改正で、ある意味、そこに改善といいますか、一定のモディファイも加えてきたといふことだと今回の法案は演じてしまふ可能性があるんじゃないかといふふうに思うんです。

発明者とそして企業、両者のバランスを絶妙にとつていたのが三十五条だと思ひますし、〇四年の改正で、ある意味、そこに改善といいますか、一定のモディファイも加えてきたといふことだと今回の法案は演じてしまふ可能性があるんじゃないかといふふうに思うんです。

私は言わせればバイアスのかかつた、一回から五回まで、まあ別に全部がそうだとは言いませんが、しかし、議論してみると、先ほど紹介したよ

うに、現行法が従業員帰属となつてゐることの重みが認識されるという、ある意味、異例な変化というものが起きてくるといふことだと思うんですね。これは異例だけれども、私は前向きな変化だといふふうに思ふんですね。しかし、それがまたがらりと変わつていくことです。

大臣にちよつとお聞きしたいんですが、こうした経過そのものについて、御存じなかつたかも知れませんが、改めて不自然だとは思われませんか。

○宮沢国務大臣 藤野委員のお話を聞いている

正直難しい話をされているなと思って聞いていま

した。

今回の改正は、まさにガイドラインにすぎないところを定めることによって、まさに相当な利益を決めるプロセスといったものをしっかりとガイドラインという形で明示をして、従業員の声をちゃんと聞けといふようなことを書くことによって、まさに相当な利益が合理的になるような方向の制度を入れる。

これがガイドラインにすぎないとおっしゃれば、そのとおりでありますけれども、ここで書くことによって、間違いなく幾つかの訴訟は今後も起ころてくる、その過程において、このガイドラインのとおりにやっていたのかどうか、これ以上のことをやっていたのか、ともかくこのガイドラインに問題のないプロセスを経たのかどうかというのでは、恐らく法庭における判断の大変大きな要素になるといった意味では大きなものだと思つております。従業員の意見が反映されることは、非常に重要なことだと思っております。

○藤野委員 研究者の方にとっては

不都合な例がふえてくるということを懸念せざる

と思つております。

○江田委員長 次に、野間健君。

○野間委員 無所属の野間健です。

最後になりますけれども、冒頭言いましたけれども、やはり二十九条を初めとする特許法全体と

しては原始発明者帰属なわけで、この原則に照ら

せば、これから考えられる報奨の水準の決定と

か、そういったことについて企業が好き勝手する

ことは許されないということを強く指摘して、質

問を終わります。

○江田委員長 次に、野間健君。

○野間委員 無所属の野間健です。

きょう最後の質問をさせていただきます。

本改正案では、職務発明に係る権利の法人帰属

に当たっては、その旨をあらかじめ勤務規則等で

定めているということが要件となつて法人帰属を

させるということになつています。

本日もいろいろ議論が出ましたけれども、やは

り使用者と従業員といふ、力関係においては非常

に差がある。まして、従業員、これはほとんど大

企業の場合でしようけれども、大企業に入つた時

点でもう企業の側では規則等々も定まつてゐるわ

けですね。そこに新たに入つていて、いや、こ

れは困るとか、これはああだといふ苦情を最初か

ら言っていく人もいなでしようし、なかなか力

関係でその辺の公平性というのを保つのが難しい

りそれぞの役割を果たさないとだめなんじやな

いか、それが職務発明の普通の発明と違うところ

じやないかといふことなので、その点についでも

一度御認識をお願いします。

○宮沢国務大臣 ガイドラインにおきまして、従

業者との協議を行わなければいけないとか、ま

た、相当の利益の内容について従業者からの意見を聴取する、こうふうことを定める予定でございました。

そこで、発明者に対するインセンティブ付与の決定をしていきます。その手続についてガイドラインの策定を法定化するわけでございますが、そのインセンティブ決定手続におきまして、発明者たる従業員がみずから意見を伝える機会が与えられる

ことになります。この意見を伝える機会が与えられるといふことを期待しております。そういう方法をと

りまして、従業員の利益を保護して、また発明の

奨励につなげていきたいと考えております。

○宮沢国務大臣 企業の方も、特別変わった企業

があるのかもしれません、一般的には、職務発明について相当な対価を出すということは当然考

えていたと思います。

○野間委員 最終的には経済産業大臣が決める

ことになりますので、ぜひとも使用者、従業

者の公平なガイドラインが出るよう、大臣からも

最後に決意を伺いたいと思います。

○伊藤政府参考人 ガイドラインにつきましては、法案三十五条六項にも規定がござりますように、産業構造審議会の意見を聞くことになつておりますので、その場で、労働界、産業界、あるいは研究者、さまざまな立場の人々の意見を聞いて策定するということを想定しています。その後に、大臣が定める指針として、告示で公表することを想定してございます。

法律を成立いたしますれば、一年以内にはガ

イドラインを制定したいといふに思つておりますけれども、その委員会などで検討するに先立

ちまして、さまざま調査とか具体的な事例につ

いて、いろいろなヒアリングなどをかけながら、

できるだけ情報公開して、適切なものをつくり

ておきます。

○関大臣政務官 従業員の利益を保護していくこ

と、これは非常に大事なことだと思っておりま

す。

平成26年6月18日
第7回特許制度小委員会 資料1

これまでの議論の整理（案）

1 職務発明制度を巡る近年の環境変化

<職務発明制度を巡る近年の環境変化>

- 我が国企業の研究開発活動は、組織的かつ資本集約的に行われ、また、その形態も、異業種企業や大学等の研究機関との共同研究など多様化している中、研究成果としての発明は、社内外の多数の研究者、研究補助者、技術者等の共同作業で創出される傾向にあり、より革新的な発明を生み出すためには、発明者を始めとする関係者の意欲の維持・向上が重要である。
- 一製品多特許化、特許の利用形態の多様化、現存特許権数の急増や外国の特許を受ける権利について特許法第35条を類推適用すると判断した最高裁判決などの影響により、企業における相当の対価の算定に係るコストや困難性が増大している。

「オープン・クローズ戦略」など、企業における知的財産戦略が多様化する中、企業は、各職務発明について、特許権として権利化するか、又は、営業秘密として秘匿化するといった判断を製品・役務の経営戦略の中で迅速・的確に行う必要がある。

優れた発明が生み出されるためには、発明者たる従業者等と使用者等の双方にとって発明へのインセンティブが与えられることが重要である。

<今後の検討の方向性>

以上を踏まえれば、

- 研究者の研究開発活動に対するインセンティブの確保と企業の国際競争力・イノベーションの強化を共に実現するべく、職務発明制度の見直し自体が必要と考えられるのではないか。

2 特許を受ける権利の帰属について

<これまでの議論について>

近年、雇用が流動化し、研究者の転職等を通じた技術流出の問題が生じていると指摘されている。従業者帰属を前提とする現行制度の下では、使用者等が特許を受ける権利を予約承継していた場合であっても、使用者等以外の第三者に権利が二重に承継され、当該第三者が先に出願をした場合には使用者等が権利を取得できないといわゆる二重譲渡問題（特許法第34条第1項参照）が生じ得る。

企業や大学等の研究機関との共同研究など、発明が社内外の多数の研究者、研究補助者、技術者等の共同作業で創出される傾向にあるところ、現行制度の下では、他社との共同研究の場合において、自社の発明者から自社へ権利を承継するときでも他社の発明者が同意しなけ

平成26年6月18日
第7回特許制度小委員会 資料1

れば権利承継ができないという使用者等への権利帰属の不安定性の問題（特許法第33条第3項参照）があり、これらの問題を解決するためには、使用者帰属とすべきとの指摘がある。

- 二重譲渡問題や使用者等への権利帰属の不安定性の問題については、使用者帰属に制度を変更しないと解決できない問題であるのか、それとも、従業者帰属を前提とする現行特許法につき一定の手直しすることで、対応が可能か否かを検討すべきではないか。仮に一定の場合に使用者帰属を認めるとしても、現行制度を抜本的に修正して、例外なく一律に使用者帰属に変更するまでの事情の変化は説明されていないのではないか。
- 大学には、企業と比較した場合に自ら事業化を行うことはそれほど多くはないこと、組織的な指示ではなく大学教員個人の発意に基づいて職務発明が生み出されるケースが一般的であることなどの特有の事情があるため、使用者帰属なのかそれとも従業者帰属なのかにつき、大学の実情に応じた弾力的運用を可能とすることが必要である。

<今後の検討の方向性>

- 以上を踏まえれば、
- オープン・クローズ戦略といった多様な知的財産戦略を使用者等が迅速・的確に実行するためには、**一定の場合には**、例えば、従業者帰属を使用者帰属とする等の制度見直しの合理性が認められるのではないか。
 - 仮に一定の場合に使用者帰属を認めるとしても、**全ての使用者等について一律に従業者帰属を使用者帰属に変更する必要があると認められるほどの事情の変化が、平成16年以降に生じているとまでは説明されていないのではないか。**

3 従業者等の発明へのインセンティブの確保について

<これまでの議論について>

- 優れた発明が生み出されるためには、使用者等のインセンティブと共に従業者等のインセンティブが確保されることが重要である。
- 平成16年の職務発明制度の見直しにより、使用者等にとって対価額の予測可能性を高めるとともに、従業者等の発明評価に対する納得感を高める法制度へと改正されたが、産業界等からは、依然として訴訟リスクのある予見性の低い制度であるとの指摘がある。
- 今回の職務発明制度の見直しは、総体として発明者たる従業者等に与えられている利益の切り下げを目的としないことを確認する必要がある。国が研究者へのインセンティブを切り下げるとのメッセージ発信にならないよう留意すべきではないか。
- 現行法における特許を受ける権利の承継に対する法定対価請求権や、また、使用者帰属とした場合でも、例えば、発明者の職務発明に係る知的労力への報いとしての法定請求権や、イ

平成26年6月18日(水)

於・特許庁舎16階 特別会議室

産業構造審議会知的財産分科会

第7回特許制度小委員会

議事録

特許庁

究者という人もいるから、そういう場合は例外にしましようとか、そういう意味では何かカチっと一つの制度で例外を許さないということではなく、どちらの立場に立っても、違う立場を認めよう。それは政策的には許容されるのではないかということで、たしか前回の一一番最後の締め括りでも、そこは理解としては、特許を受ける権利の帰属については、政策判断によって使用者に帰属させることも可能であるという点は確認できた。弾力的な運用についても、程度の差はあれど異論はなかったというところにたどり着いておると思います。

これが6回目の終わりでして、5回目まではそういうことだということでありましたが、**5回目から6回目の間には私ども法制的な検討を随分進めました。その過程の中で、やはり現行法が従業員帰属となっていることの重みを私どもとして十分に理解しました。**その理解が非常に遅かったではないかというそしりは甘んじて受けたいと思います。

○萩原委員 続けてですが、その上で具体的な意見というか御指摘をしておきたいと思うのですが、そういう議論の進み方をしたという前提の上で、今日の資料1でございますが、1ページ目の2番の「特許を受ける権利の帰属について」ということで、先ほど御指摘があったように、1つ目と2つ目のボツは二重譲渡の問題と権利の帰属の脆弱性の問題が出ている。それは議論されたとおりだと思います。

次のページに行きまして、その上で3つ目に、一律に法人帰属、使用者帰属にする必要性はないのではないかという話になってきてることを考えますと、その下の「今後の検討の方向性」のところですけれども、以上を踏まえればですが、1つ目のボツですが、「オープン・クローズ戦略といった多様な知的財産戦略を使用者等が迅速・的確に実行するためには、一定の場合には、例えば」という文言がついた上で、「従業員帰属を使用者帰属とする等の制度見直しの合理性が認められるのではないか」とあります。この1つ目のボツのところについては、脆弱性の問題と二重帰属の問題を解決する意味においては、この「一定の場合には、例えば」という文言が不要なのではないかと思います。

2つ目のボツに、全ての法人企業に一律に与える必要性はないのではないかという、対応したその方向性が書いてあるのですから、1つ目は法人帰属のあり方というのか、法人帰属という考え方がありますねというのを1つ出していただいて、2つ目に、必要であれば一定の場合には認めるという、どちらでも柔軟性という形で書いていただいたほうが、私は議論の成り行きからして妥当ではないかと思っています。

○山田制度審議室長 御発言の2点目のほうは私はよく理解できなかつたのですが、1点